

# ◇ 第四次行政改革実施要綱

＝ 市財政の健全化と市民協働による

市政の推進を目指して ＝

平成 1 7 年 3 月

根 室 市

## 《 第四次行政改革・実施要綱 》

### ◇ はじめに ◇

当市は、昭和 55 年度に国に先駆けて行政改革に取り組んで以来、三次にわたり行政改革を推進してきました。

今日では、少子高齢化や高度情報化の急速な進行、さらには地方分権や電子自治体の推進、市町村合併など、社会経済情勢はめまぐるしく変化し、地方公共団体を取り巻く環境も従来とは大きく異なる様相を呈しています。

現在、国は地方分権の理念に沿って地方税財政制度の改革、いわゆる「三位一体の改革」を進めていますが、地方交付税の大幅削減や国庫補助負担金の整理合理化が先行し、税源移譲の先行きが不透明な状況から地方自治体は、極めて厳しい行財政運営を余儀なくされております。

こうした中で、当市は依然として国際的な漁業規制や魚価安の影響等により、基幹産業の漁業をはじめ水産加工業や関連産業を含めて低迷状態が続いており、市財政は未曾有の危機的な状況にあり、「持続可能な財政構造の確立」が喫緊の課題であります。

また、市民ニーズの多様化が進む中で、市町村は地方分権の推進を背景に「自主・自立」の行政執行が強く求められ、市民協働による市政の推進や住民自治のあり方など、時代に相応しい施策と効率的な行財政運営が大きく問われる時代であります。

このような現状を踏まえ、平成 17 年度を初年度に向こう 5 年間の第四次行政改革は、「市財政の健全化と市民協働による市政の推進」をテーマに、これまでの行政改革での取り残し課題や今後、新たに取り組むべき課題を含めて、時代の変化に的確に答えながら真に効果的な行財政改革として、市民皆様のご理解とご協力をいただきながら職員の英知を結集し、一丸となって第四次行政改革に取り組んでまいります。

平成 17 年 3 月

根室市長 藤 原 弘

## 《 目 次 》

I. 行政改革の必要性	1 頁
1. 行政改革の経過	1 頁
2. 市政を取り巻く情勢	1 頁
(1) 新たな変革時代への対応	1 頁
(2) 市財政の現状	2 頁
II. 行政改革の基本方向	3 頁
1. 行政改革の理念	3 頁
2. 改革の視点	3 頁
3. 基本方針	4 頁
4. 計画の期間	5 頁
5. 推進計画の策定	5 頁
6. 行政改革の推進と市民公表	5 頁

# I. 行政改革の必要性

## 1. 行政改革の経過

当市は、国に先駆けて昭和 55 年度から行政改革に取り組み、今日まで三次にわたる行政改革を積極的に推進し、時代の様々な行政需要に応えながら市民の福祉向上に取り組んできたところであります。

これまでの行政改革の取り組みの背景には、国内の景気低迷に加えて、国際的な漁業規制等が基幹産業の漁業をはじめ関連産業に影響を及ぼし、長期間、市中経済の低迷が続き市税等の減少が著しく、自主財源の確保に大きな影響を及ぼしてきた状況があります。

こうした状況下にあっても行政は、常に時代に即した様々な行政需要への対応や各種施策の展開が求められ、これらの対応とともに組織も肥大化してきた経緯があります。

このため、より簡素な行政組織を目指した組織機構の見直しをはじめ、硬直化が著しい市財政の弾力性の回復を図るため、行政改革に取り組んできました。

### 【行政改革の経緯】

①第一次行政改革	期間	5 年間	(S.55 年 ~ S.59 年度)
②第二次行政改革	//	10 年間	(S.60 年 ~ H. 6 年度)
③第三次行政改革	//	10 年間	(H. 7 年 ~ H.16 年度)

## 2. 市政を取り巻く情勢

### (1) 新たな変革時代への対応

近年、少子高齢化の進行や情報技術（IT）革命が急速に進展する中で、当市を取り巻く環境は複雑かつ多様化する市民ニーズと相俟ってあらゆる分野で変貌しており、新たな変革の時代を迎えています。

一方、行政を取り巻く環境は、地方分権一括法が施行され、地域が自主・自立を目指した施策の展開や市民協働のまちづくりが課題であります。国が進める地方税財政制度の改革、いわゆる「三位一体の改革」の影響を含め、市の財政運営は極めて厳しい現状に直面しています。

このため、財政の危機的状況からの脱却と持続可能な財政構造の確立を基本として、これまでの行財政システムを再点検し、変革の時代にあっても迅速かつ柔軟に対応できるシステムを再構築することが必要です。

## (2) 市財政の現状

現在、国内景気は回復基調にあると言われていますが、当市を取り巻く経済環境は依然として厳しく、特に国際的な漁業規制による漁業生産高の減少など、基幹産業の漁業不振が関連産業にも大きく影響し、市中経済の低迷が市財政の支柱である市税確保に極めて大きな影響を与えており、市税は実に昭和 60 年代の水準にまで落込んでいる現状にあります。

一方、現在の「三位一体の改革」は、税源移譲の先行きが不透明な中で、地方自治体に大きな影響を与えていますが、とりわけ当市においては、逼迫した財政に追い討ちをかける現状にあります。

こうした状況を踏まえ、予算編成に当たっては歳入に見合った歳出の堅持を基本に経常歳出の完全割当方式の導入をはじめ、各部・課での事務事業の見直し、さらには職員給与費をはじめとする人件費の独自削減などに取り組んできました。

しかし、年度間の調整財源の財政調整基金等も底をつく中で、極めて深刻な財政運営を余儀なくされ、今後も多額の財源不足が見込まれる状況から、市財政の緊急事態からの脱却と「持続可能な財政構造の確立」を基本に、財政の健全化に取り組まなければならないものであります。

## Ⅱ. 行政改革の基本方向

### 1. 行政改革の理念

#### 〈 理 念 〉

持続可能な財政構造の確立を図り、市民協働のもとに変革時代に  
対応できる未来志向のまちづくりを進めます。

近年、社会経済情勢は急速に変化し、もはや右肩上がりの経済成長は望めない状況にあり、行政においては本格的な分権社会や少子高齢化社会など、変革の時代を的確に捉え、行財政システムを再構築することが必要です。

このため、何よりも持続可能な財政構造の確立を図り、市民協働の視点に立った未来志向のまちづくりを進め、市民に信頼される行政を目指して積極的に第四次行政改革に取り組みます。

### 2. 改革の視点

行政改革の推進に当たっては「自主・自立」、「市民協働」、「成果重視」、「コスト・スリム・スピード」を改革の視点として積極的に取り組みます。

#### (1) 自主・自立

地方分権が進展する中で、国・道からの権限移譲等が増大する状況にあります。こうした状況下においては、市政の諸課題を自主的かつ総合的に捉え、市民ニーズに答えられる自立的な行政運営が大切です。

このため、市民ニーズを踏まえ、新たな行政課題に「自己決定と自己責任」の意識で果敢に挑戦するとともに、「変革の時代」を切り拓く職員の資質や能力の向上など、自主・自立を基本とした行政運営を目指します。

#### (2) 市民協働

市政の主役は市民であり、市民とともに市政を推進するためには、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による市民参加型のまちづくりを進めることが必要です。

このため、市民活動の活性化に向けた行政サービスの提供を基本として、行政情報等の積極的な提供と共有化を図り、市政の説明責任を確保しながら市民の参画と連携による協働のまちづくりを目指します。

### (3) 成果重視

これまでのような右肩上がりの経済成長は見込めない現状から、総合的な行政評価システムの構築など、各種の事務事業を総点検し、限られた人材と財源を集中させ、より効果を挙げ、成果重視の視点に立った行政運営を目指します。

### (4) コスト・スリム・スピード

行政改革には職員の自覚と意欲が重要なことから、職員一人ひとりが効果的かつ効率的な行政運営を常に意識して進めることが必要です。

このため、コスト意識の向上に向けた職員の意識改革をはじめ、アウトソーシング等の推進による組織のスリム化、さらに迅速な推進など、コスト・スリム・スピードを重視した行政運営を目指します。

## 3. 基本方針

第四次行政改革は、4つの基本方針のもとに取り組みを進めます。

### (1) 簡素で効率的な行政システムを構築します。

電子市役所の構築に向けた情報化の推進を図り、簡素で効率的な行政執行の視点から事務事業の全般的な見直しを行うとともに、行政と民間の役割分担を明確にしてアウトソーシングを推進します。

また、組織機構の見直しや職員定数の適正化を図り、簡素で効率的な行政システムを構築します。

### (2) 市民協働のまちづくりを推進します。

市民と行政のパートナーシップを市政運営の基本として、行政情報の積極的な提供と共有化を推進し、市民活動の活性化を図り、市民の市政参画による協働のまちづくりを推進します。

### (3) 人事管理と給与制度の適正化を図ります。

地方分権時代における自主・自立を目指し、職員の政策形成能力や管理調整能力の向上など、資質の向上と少数精鋭に留意しながら人材育成に取り組むとともに、国及び他の地方公共団体との均衡のもとに、人事管理と給与制度の適正化を図ります。

#### **(4) 持続可能な財政構造の確立と効率化を推進します。**

市税をはじめ諸収入金の確保を図るとともに、使用料・手数料の受益者負担の適正化に取り組みます。

また、経常経費の抑制、補助金の見直しを進めるとともに、事務事業の点検・評価により、効率的かつ効果的な行財政システムを構築するため、総合的な行政評価制度の導入を図り、持続可能な財政構造の確立と効率化を推進し、財政の健全化に努めます。

#### **4. 計画の期間**

第四次行政改革の計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

#### **5. 推進計画の策定**

第四次行政改革で取り組む改革の推進項目や具体的な内容、さらには目標年次を明確にするため、別途、「第四次行政改革推進計画」を策定します。

#### **6. 行政改革の推進と市民公表**

第四次行政改革は、「根室市行政改革推進委員会（委員長：助役）」により着実な推進を図ります。

また、各年度における行政改革の取り組み状況をはじめ財政状況等について、広報ねむろやホームページ、さらにはマスコミ等を通じ、できる限り分かりやすく市民に公表します。